

「ダイワセゾンカード規約」新旧対照表

赤字は改定部分の意味する。

新	旧
第 1 条～第 2 条 (省略)	第 1 条～第 2 条 (変更なし)
<p>第 3 条(有効期限)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)(1)の有効期限までに特に本会員からのお申し出がなく、当社が引き続き会員として認めた方には、新しい有効期限のカードを送付いたします。ただし、当社が必要と認め、本会員に通知したときは、カードの有効期限を繰り上げることができるものとします。</p> <p>(3)本会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断・破棄するものとします。また、カードの有効期限内におけるカード利用によるカード利用代金のお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。</p>	<p>第 3 条(有効期限)</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2)(1)の有効期限までに特に本会員からのお申し出がなく、当社が引き続き会員として認めた方には、新しい有効期限のカードを送付いたします。</p>
第 4 条 (省略)	第 4 条 (変更なし)
<p>第 5 条(カードのご利用)</p> <p>(1)会員は、当社が提携する株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)及びセゾンが提携するクレジットカードネットワーク等により利用可能な店舗・施設・売場等(以下「加盟店」という)で、カードを提示し、伝票等にカードと同一の署名を行うことにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受</p>	<p>第 5 条(カードのご利用)</p> <p>(1)当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」といい、当社が提供するものも含む)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当</p>

けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当社が、**セゾンを通じて加盟店**へ立替払いをすることおよび商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承諾いただきます。

(2)(1)の規定にかかわらず、**セゾン**が指定する**加盟店**においては、立替払いではなく、当社が、**セゾンを通じて加盟店**から商品購入等代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾していただくものとし、**これらの場合、本会員に対する通知を省略することに承諾していただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。**

(3)**セゾン**が認める**加盟店**または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名に代えて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品の提供を受けることができるものとします。

(4)カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、**加盟店**が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。

(5)～(7) (省略)

社が店舗へ立替払いをすることおよび商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承諾いただきます。

(2)(1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたしません。

(3)当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名に代えて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品の提供を受けることができるものとします。

(4)カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。

(5)～(7) (変更なし)

<p>第6条 (省略)</p>	<p>第6条 (変更なし)</p>
<p>第7条(弁済金等の支払方法等) (1) (省略) (2)会員にはご利用の都度、以下のリボルビング方式、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する加盟店・商品等・期間に限らせていただきます。なお、お支払い方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。 (3)~(5) (省略)</p>	<p>第7条(弁済金等の支払方法等) (1) (変更なし) (2)会員にはご利用の都度、以下のリボルビング方式、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限らせていただきます。なお、お支払い方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。 (3)~(5) (変更なし)</p>
<p>第8条~第9条 (省略)</p>	<p>第8条~第9条 (変更なし)</p>
<p>第10条((見本、カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等) 会員は、見本・カタログ等により商品購入された場合において、引き渡された商品・権利又は提供された役務などが、見本・カタログ等と相違している場合は、ご利用した加盟店に対し商品、権利、役務等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。</p>	<p>第10条((見本、カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等) 会員は、見本・カタログ等により商品購入された場合において、引き渡された商品・権利又は提供された役務などが、見本・カタログ等と相違している場合は、ご利用した店舗に対し商品、権利、役務等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。</p>
<p>第11条(支払停止の抗弁) (1)①~② (省略) ③その他、会員が商品購入により加盟店に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。 (2) (省略) (3)(2)の申し出をするときは、問題解決のために加盟店との交渉に努めていただきます。</p>	<p>第11条(支払停止の抗弁) (1)①~② (変更なし) ③その他、会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。 (2) (変更なし) (3)(2)の申し出をするときは、問題解決のために店舗との交渉に努めていただきます。</p>

(4)～(5) (省略)	(4)～(5) (変更なし)
第 12 条～第 16 条 (省略)	第 12 条～第 16 条 (変更なし)
<p>第 17 条(カードの再発行)</p> <p>(1)カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。この場合、本会員には当社が定めるカード再発行費用(消費税別途)をご負担いただきます。なお、カード再発行費用については、第 7 条(弁済金等の支払方法等)(2)②に定める 1 回払いに準じて取扱います。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第 17 条(カードの再発行)</p> <p>(1)カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。この場合、本会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただきます。なお、カード再発行費用については、第 7 条(弁済金等の支払方法等)(2)②に定める 1 回払いに準じて取扱います。</p> <p>(2) (変更なし)</p>
第 18 条(お届け事項の変更等) (省略)	第 18 条(お届け事項の変更等) (変更なし)
<p>第 19 条(本規約の変更等)</p> <p>当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社のホームページ(http://www.daiwahousefinancial.co.jp)での告知その他当社所定の方法により本会員へお知らせいたします。なお、お知らせ後に会員がカードをご利用されたときまたは本会員が4ヶ月以内に異議を述べない場合は、内容をご承認いただいたものとみなさせていただきます。</p>	<p>第 19 条(本規約の変更等)</p> <p>当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社のホームページ(http://www.daiwahousefinancial.co.jp)での告知その他当社所定の方法により本会員へお知らせいたします。なお、お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなさせていただきます。</p>
第 20 条～第 21 条 (省略)	第 20 条～第 21 条 (変更なし)

第 22 条(その他承諾事項)

(1)会員はその他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。

①弁済金等及び融資金等の利用明細は、電磁的方法又は書面による送付の方法で本会員に通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替のご登録がなされていない場合(当社が登録完了していない場合を含む)には書面による送付の方法となり、この場合、本会員は当社所定の発行手数料(消費税別途)します。

②第8条(弁済金等の遅延損害金)、第14条(融資金の遅延損害金)の遅延損害金及び第13条(融資金の支払方法等)(2)の融資金の利息は、日割計算で行うこと。

③キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。なお、利用手数料については第7条(弁済金等の支払方法等)(1)②に定める1回払いに準じて取扱います。

④本会員のご都合により第7条(弁済金等の支払方法等)、第13条(融資金の支払方法等)以外のお支払い方法において発生した入金費用、公租公課又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、第8条(弁済金等の遅延損害金)及び第14条(融資金の遅延損害金)の遅延損害金に含まれるものといたします。

⑤当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

⑥当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社

第 22 条(その他承諾事項)

(1)会員はその他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。

① (新規追加)

①第8条(弁済金等の遅延損害金)、第14条(融資金の遅延損害金)の遅延損害金及び第13条(融資金の支払方法等)(2)の融資金の利息は、日割計算で行うこと。

②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。なお、利用手数料については第7条(弁済金等の支払方法等)(1)②に定める1回払いに準じて取扱います。

③本会員のご都合により第7条(弁済金等の支払方法等)、第13条(融資金の支払方法等)以外のお支払い方法において発生した入金費用、公租公課又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、第8条(弁済金等の遅延損害金)及び第14条(融資金の遅延損害金)の遅延損害金に含まれるものといたします。

④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社

<p>からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>⑦当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑧当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先にて電話確認を取ることがあること。</p> <p>⑨本会員のカードについて第7条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑩前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>⑪当社が、カード交付時に当社の定めるカード受領確認書に署名、捺印、その他必要事項の記載を求めた場合、これに応じ、速やかに当該受領書を当社にご提出いただくこと。</p> <p>⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑬カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>⑥当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑦当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先にて電話確認を取ることがあること。</p> <p>⑧本会員のカードについて第7条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑨前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>⑩当社が、カード交付時に当社の定めるカード受領確認書に署名、捺印、その他必要事項の記載を求めた場合、これに応じ、速やかに当該受領書を当社にご提出いただくこと。</p> <p>⑪当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑫カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(2) (変更なし)</p>
<p>第23条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)(1)の処置は、加盟店、CD・ATM機を通じて行うなど当社所定の</p>	<p>第23条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2)(1)の処置は、店舗、CD・ATM機を通じて行うなど当社所定の方</p>

方法により行うものいたします。 (3)～(4) (省略)	法により行うものいたします。 (3)～(4) (変更なし)
第 24 条～第 44 条 (省略)	第 24 条～第 44 条 (変更なし)
第 45 条(ダイワセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレスカード) (問合わせ先) 商品購入についてのお問合わせ、ご相談はカードをご利用になった 加盟店 にご連絡下さい。 (2) (省略)	第 45 条(ダイワセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレスカード) (問合わせ先) 商品購入についてのお問合わせ、ご相談はカードをご利用になった店舗にご連絡下さい。 (2) (変更なし)

「大和ハウスグループ施設提携カード特約」及び「IC カード特約」は変更ありません。

「ETCカード規約」新旧対照表

赤字は改定部分を意味する。

新	旧
第 1 条～第 7 条 (省略)	第 1 条～第 7 条 (変更なし)
第 8 条(ETCカードの再発行) ETC カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、ETC会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。 この場合、当社が定めるお手数料(消費税別途ご負担いただきます。)	第 2 条(ETCカードの再発行) ETC カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、ETC会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。
第 9 条～第 12 条 (省略)	第 9 条～第 12 条 (変更なし)

「楽天 Edy サービス利用約款」、「楽天 Edy 特約」及び「iD決済システム特約」は変更ありません。

「ハートワンポイントサービス規約」新旧対照表

赤字は改定部分を意味する。

新	旧
第1条 (省略)	第1条 (変更なし)
第2条(会員特典) 1～7 (省略) 8. 当社の都合により本会員が交換を申込んだ商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又はポイント交換を撤回できます。なお、ポイント交換を撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。 9. ポイント交換商品の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又はカードのご利用明細書送付先とします。なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により当該商品が送付できず当社に返送された場合、又は本会員の都合により当該商品をお受け取り頂けず当社に返送された場合については、当該商品は送付されたものとみなします。 10. 各種ポイント交換商品に当社の責に帰すべき事由による場合を除いた原因にて紛失・盗難・汚損・破損等が生じても、当社は一切の責任を負いません。	第2条(会員特典) 1～7 (変更なし) 8 (新規追加) 9 (新規追加) 8. 各種ポイント交換商品に当社の責に帰すべき事由による場合を除いた原因にて紛失・盗難・汚損・破損等が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第3条～第4条（省略）	第3条～第4条（変更なし）
第5条(返品時等の特典処理) 1. お買上げ商品等の返品・取消を行う場合には、お買上げ 加盟店 にレシートとカードをご提示ください。この場合、当該返品・取消処理と同時に、既に付与されたポイントの相当額が減じられます。 2～3（省略）	第5条(返品時等の特典処理) 1. お買上げ商品等の返品・取消を行う場合には、お買上げ店舗にレシートとカードをご提示ください。この場合、当該返品・取消処理と同時に、既に付与されたポイントの相当額が減じられます。 2～3（変更なし）
第6条～第9条（省略）	第6条～第9条（変更なし）

「[イーアスつくば]ハートワンポイント特則」及び「[湘南モールフィル]ハートワンポイント特則」は変更ありません。

「ダイワセゾンカードダイワネットアンサー規約」新旧対照表

赤字は改定部分を意味する。

新	旧
第1条～第9条（省略）	第1条～第9条（変更なし）
第10条(譲渡等の禁止) 会員は、本サービスを利用する地位又は権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、賃貸その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。	第10条(譲渡等の禁止) （新規追加）
第11条(退会) 会員が退会するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。	第10条(退会) 会員が退会するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。

<p>第 12 条(資格喪失) 会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。</p> <p>(1) ダイワセゾンカードの会員資格を喪失したとき。 (2) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。 (3) 本規約に違反したとき。 (4) ダイワセゾンカード規約に違反したとき。 (5) その他当社が不相当と判断する行為を行ったとき。</p>	<p>第 11 条(資格喪失) 会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。</p> <p>(1) ダイワセゾンカードの会員資格を喪失したとき。 (2) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。 (3) 本規約に違反したとき。 (4) ダイワセゾンカード規約に違反したとき。 (5) その他当社が不相当と判断する行為を行ったとき。</p>
<p>第 13 条(本規約の変更等)</p> <p>1. 当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できるものとします。 2. 当社はいつでも本サービスの取扱を中止又は廃止できるものとします。</p>	<p>第 12 条(本規約の変更等)</p> <p>1. 当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できるものとします。 2. 当社はいつでも本サービスの取扱を中止又は廃止できるものとします。</p>
<p>第 14 条(準拠法) 本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。</p>	<p>第 13 条(準拠法) 本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。</p>
<p>第 15 条(合意管轄) 本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 14 条(合意管轄) 本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

「電磁的方法による通知に関する特則」新旧対照表

赤字は改定部分を意味する。

新	旧
第1条～第5条（省略）	第1条～第5条（変更なし）
第6条(書面による方法への変更) カード会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。 なお、書面による送付の方法に変更された場合、カード会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。	第6条(書面による方法への変更) カード会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。
第7条（省略）	第7条（変更なし）

以上